国債関係事務についての日本銀行金融ネット

（趣旨）

第１条　この規則は、国債関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）の利用に関する基本的な事項を定める。

（利用先の承認）

第２条　日本銀行との間で国債関係事務についての日銀ネットの利用を認められた者（以下「利用金融機関等」という。）は、日銀ネットの利用を行う営業所等（以下「利用先」という。）を日本銀行に書面により申出、その承認を得るものとする。利用先を変更する場合も同様とする。

（利用のための届出）

第３条　利用金融機関等は、次の各号に掲げる事項を日本銀行に書面により届出るものとする。

（１）利用金融機関等の名称および所在地

（２）代表者の氏名

（３）代理人により日銀ネットの利用に関する諸届出等を行う場合には、その氏名

（４）日銀ネットの利用に関する諸届出等に使用する印鑑または署名鑑

（５）利用先の名称および所在地

（６）その他日本銀行が定める事項

２．利用金融機関等は、前項各号に掲げる事項に変更があった場合には、日本銀行に書面によりその旨を届出るものとする。

３．前２項の規定により現に届出られている事項が事実と異なるために、日本銀行からの書類等が延着し、または到達しなかった場合には、当該書類等は通常到達すべき時に到達したものとみなす。

（日銀ネット利用手数料の支払義務等）

第４条　利用金融機関等は、国債関係事務についての日銀ネットの利用に関して日本銀行が別に定める手数料を日本銀行に支払うものとする。

２．利用金融機関等は、前項の手数料その他の国債関係事務についての日銀ネットの利用に関して日本銀行に支払うべき手数料、料金を日本銀行が別に定める方法により支払うものとする。

（入札応募電文）

第５条　「国債の発行等に関する省令」（以下「発行省令」という。）第５条第１項または「政府資金調達事務取扱規則」（以下「政府資金調達規則」という。）第５条第１項に規定する入札参加者である利用金融機関等は、日銀ネットを利用して、発行省令第５条第５項または政府資金調達規則第５条第５項に規定する入札に応募するための電文を日本銀行が別に定めるところにより送信することができる。

（応募金額報告電文）

第６条　発行省令第６条第１項に規定する募集取扱機関その他日本銀行が認めた者である利用金融機関等は、日銀ネットを利用して、発行省令第６条第６項に規定する募集の取扱いにおいて応募を受付けた金額にかかる報告の電文を日本銀行が別に定めるところにより送信することができる。

２．「個人向け国債の発行等に関する省令」（以下「個人国債発行省令」という。）第４条第１項に規定する取扱機関その他日本銀行が認めた者である利用金融機関等は、日銀ネットを利用して、個人国債発行省令第４条第９項に規定する募集の取扱いにおいて応募を受付けた金額にかかる報告の電文を日本銀行が別に定めるところにより送信することができる。

（新規記録事項等通知電文）

第７条　日本銀行国債振替決済業務規程（以下「振決規程」という。）に定める払込者である利用金融機関等は、日銀ネットを利用して、振決規程第２９条第１項に規定する通知の電文を日本銀行が別に定めるところにより送信することができる。

（振替申請等電文）

第８条　振決規程に定める参加者（以下「振決参加者」という。）である利用金融機関等は、日銀ネットを利用して、振決規程に定める日本銀行に対する振替の申請または振替にかかる通知の電文を日本銀行が別に定めるところにより送信することができる。

（元利分離申請等電文）

第９条　振決参加者である利用金融機関等は、日銀ネットを利用して、振決規程に定める日本銀行に対する元利分離の申請または元利分離にかかる通知の電文を日本銀行が別に定めるところにより送信することができる。

（元利統合申請等電文）

第１０条　振決参加者である利用金融機関等は、日銀ネットを利用して、振決規程に定める日本銀行に対する元利統合の申請または元利統合にかかる通知の電文を日本銀行が別に定めるところにより送信することができる。

（個人向け国債中途換金買取り請求電文）

第１１条　個人国債発行省令第４条第１項に規定する取扱機関その他日本銀行が認めた者である利用金融機関等（振決参加者のうち、日本銀行との間で国債資金同時受渡に関する約定を結んだ者に限る。）は、日銀ネットを利用して、個人国債発行省令第６条第３項の規定による個人向け国債の中途換金にかかる買取りの請求に関する電文を日本銀行が別に定めるところにより送信することができる。

（利子配分先変更依頼電文）

第１２条　振決参加者である利用金融機関等は、日銀ネットを利用して、国債振替決済制度に関する規則に定める利子配分先変更の依頼の電文を日本銀行が別に定めるところにより送信することができる。

（照会）

第１３条　利用金融機関等は、国債関係事務にかかる事項で日本銀行が別に定めるものについて、日銀ネットを利用して照会することができる。

（日銀ネットによる通知）

第１４条　日本銀行は、国債関係事務にかかる事項で日本銀行が別に定めるものについて、日銀ネットを利用して利用金融機関等に通知する。

（免責）

第１５条　日本銀行が相当の注意をもってその受付けた書類の印影または署名を第３条の規定により利用金融機関等が届出た印鑑または署名鑑と相違ないものとして認めた場合には、その届出にかかる利用金融機関等が当該書類により届出または申出を行ったものとみなす。

２．前項の場合において、日本銀行は、当該書類について偽造、変造その他の事故があったために生じた損害については、責任を負わない。

３．日本銀行は、利用金融機関等がこの規則または次条の規定により日本銀行が指示した事項もしくは第１７条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したために生じた損害については、責任を負わない。

（日銀ネット障害時等の取扱い）

第１６条　日本銀行は、日銀ネットの障害等によりこの規則の規定による取扱いができないと認めた場合には、この規則の規定と異なる取扱いをし、または利用金融機関等にこの規則の規定と異なる取扱いを指示することができる。

（所要事項の決定等）

第１７条　日本銀行は、国債関係事務についての日銀ネットの適切な利用を確保するため、この規則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講ずることができる。

（解約等）

第１８条　利用金融機関等または日本銀行は、２か月の予告期間をもって日銀ネットの利用に関する約定を解約することができる。利用金融機関等による当該解約のための意思表示は、書面により行うものとする。

２．日本銀行は、次の各号の一に該当する場合には、直ちに当該利用金融機関等との約定の一部もしくは全部を解約し、または当該利用金融機関等による日銀ネットの利用の一部もしくは全部を一定期間制限することができる。

（１）利用金融機関等がこの規則に違反した場合

（２）利用金融機関等が第１６条の規定により日本銀行が指示した事項に違反した場合

（３）利用金融機関等が前条の規定により日本銀行が定めた事項に違反した場合

（４）振決参加者である利用金融機関等が振決規程第１０条第３項各号に掲げるいずれかに該当する場合

（５）利用金融機関等が日本銀行金融ネットワークシステム利用基本規則（以下「利用基本規則」という。）に違反した場合

（６）利用金融機関等が利用基本規則第１０条の規定により日本銀行が指示した事項に違反した場合

（７）利用金融機関等が利用基本規則第１１条の規定により日本銀行が定めた事項に違反した場合

（８）その他国債関係事務についての日銀ネットの円滑な利用を阻害するおそれがあると日本銀行が認めた場合

（規則の改正）

第１９条　日本銀行は、国債関係事務についての日銀ネットの適切な利用を確保するため、必要があると認める場合には、この規則を改正することができる。